

令和4年度

認可保育所・幼保園(保育所部門)・認定こども園(保育所機能)・ 小規模保育事業施設 入所のでびき

◆入所申込書類提出先

- ・松江市役所子育て支援課保育幼稚園係 (⑫番窓口) ・各支所市民生活課
- ・松江市子育て支援センター(乃白町)

◆入所申込受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日法による休日を除く。)

※入所利用調整は先着順ではありません。

◆令和4年4月入所申込(教育・保育給付認定申請)受付 ※予約枠入所申込含む。

	入所可能枠公開日	入所申込期間	結果発送日 ※結果は郵送します。お電話での問い合わせにはお答えできません。
1次募集	令和3年11月26日(金)	令和3年11月26日(金) ~令和3年12月16日(木)	令和4年1月25日(火)
2次募集	令和4年2月1日(火)	令和4年2月1日(火) ~令和4年2月10日(木)	令和4年2月24日(木)
3次募集	令和4年3月1日(火)	令和4年3月1日(火) ~令和4年3月10日(木)	令和4年3月18日(金)

※予約枠は2次募集までの受け付けとなります。

※4月入所又は予約枠入所が不承諾で、5月以降も随時の入所申込を希望する場合は、下記「◆令和4年5月以降の入所申込(教育・保育給付認定申請)受付」のとおり入所申込をしてください。

◆令和4年5月以降の入所申込(教育・保育給付認定申請)受付

入所可能枠公開日	入所申込期間	結果発送日 ※結果は郵送します。お電話での問い合わせにはお答えできません。
入所希望月の前月の1日 (閉庁日の場合は前開庁日) ○子育て支援課の窓口、各支所、子育て支援センター(乃白町)及びHPでご覧になれます。	入所希望月の前々月の11日頃 (閉庁日の場合は翌開庁日) ~希望月の前月の10日頃 (閉庁日の場合は前開庁日)	入所希望月の前月の20日頃 までに発送

詳しくは各月の入所可能枠公開日に公開します。松江市のホームページをご覧ください。



松江市ホームページ
保育所等(認可保育所、認定こども園)の入所申込

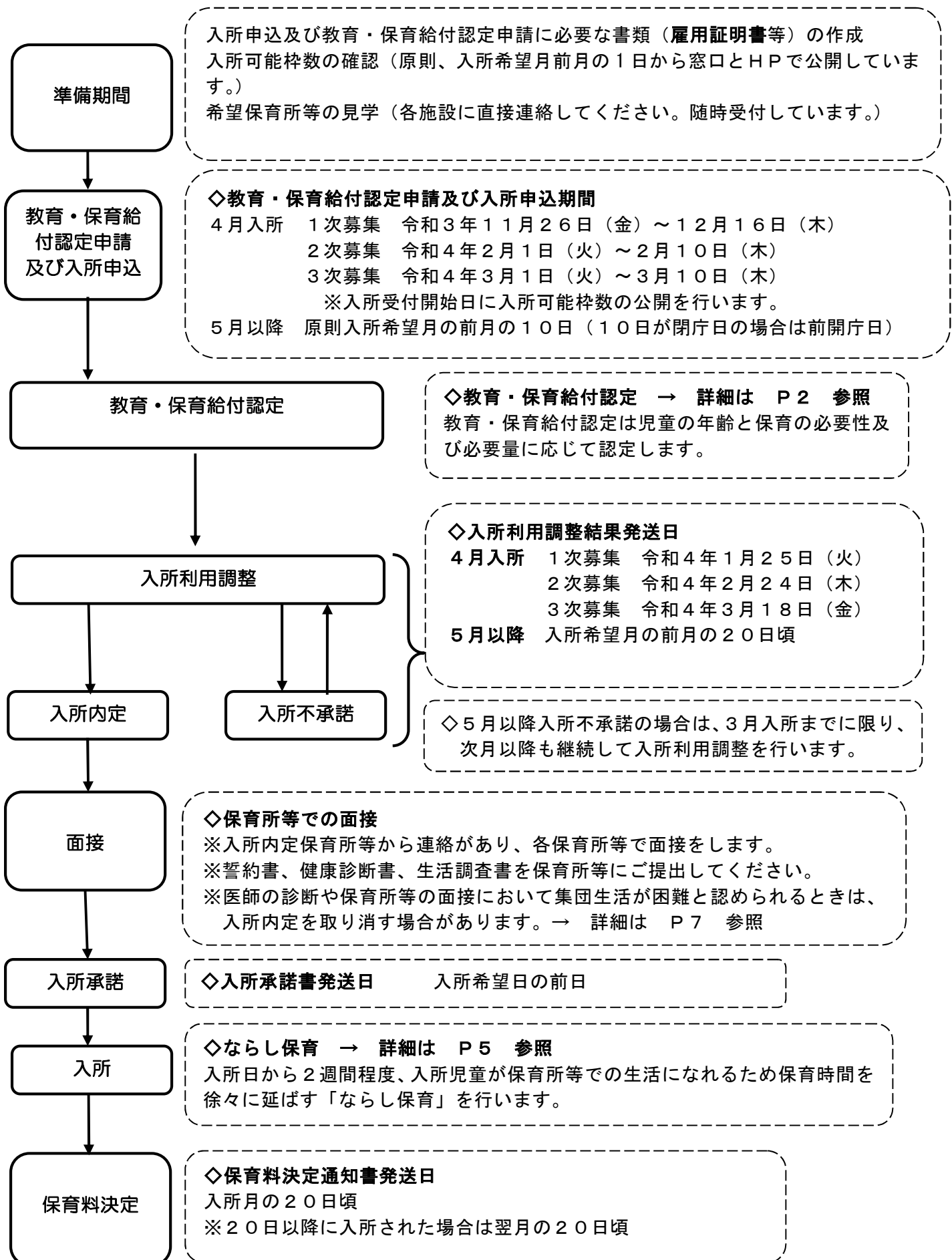
目次

1. 入所までのながれ	P 1
2. 令和4年度の主な改正点	P 2
3. 子どものための教育・保育給付認定	P 2
4. 入所申込	P 5
5. 入所内定後の手続	P 7
6. 市外の保育所等への入所申込について	P 8
7. 転園申込	P 8
8. 入所後の各種手続	P 8
9. 保育料	P 10
10. 入所予約枠制度	P 12
11. よくある問い合わせ（FAQ）	P 13
12. その他の子育て支援サービス	P 15
13. 入所申込書の記入例	P 16
14. 松江市認可保育所入所利用調整基準	P 18
15. 保育料表	P 20
16. 多子世帯の軽減制度について	P 21
17. 妊娠が判明した場合の手続について	P 22



1. 入所までのながれ

入所までのながれは次のとおりです。



2. 令和4年度の主な改正点

◎ 入所申請の取り扱いについて

- ◆ 4月入所又は予約枠入所が不承諾で、5月以降も随時入所の申込みを希望する場合は、希望する月の前々月の11日から前月10日までの間に再度入所申請が必要になりました。
- ◆ 4月入所の3次募集について、入所申込要件を撤廃しました。

3. 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、幼保園（保育所部門）、認定こども園（保育所機能）及び小規模保育事業施設（以下「保育所等」という。）に入所しようとする児童は、子ども・子育て支援法の規定により教育・保育給付2号認定又は3号認定を受ける必要があり、保育所等の入所申込と同時に認定申請を行います。

教育・保育給付2号認定又は3号認定は、児童の父及び母のいずれもが「保育を必要とする事由」を有している場合に認定します。

また、保育所等は、教育・保育給付2号認定又は3号認定の認定期間（有効期間）に限り利用することができます。

(1) 教育・保育給付認定の認定区分による違い

認定区分	3号認定（保育認定）	2号認定（保育認定）	1号認定（教育認定）
対象年齢	3歳未満	3歳以上	3歳以上
保育の必要性	有		無
保育時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間		教育標準時間 4時間 ※実際の教育時間は各施設の定めによる。
利用可能施設	認可保育所		市立幼稚園 ※満3歳に達する日以降最初の4月1日から
	幼保園（保育所部門） ※満3歳に達する日以降最初の3月31日まで		幼保園（幼稚園部門） ※満3歳に達する日以降最初の4月1日から
	認定こども園（保育所機能）		認定こども園（幼稚園機能）
	小規模保育事業施設 ※満3歳に達する日以降最初の3月31日まで		私立幼稚園
入所・入園申込先	松江市役所子育て支援課 松江市子育て支援センター（乃白町） 各支所市民生活課		入園を希望する施設

(2) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	認定期間（有効期間）
(1) 就労 ※月48時間以上労働することを常態としている必要があります。月48時間を下回る場合は就労認定できません。	最長で小学校に入学するまで ※保育時間についてはP4参照
(2) 妊娠・出産 ※妊娠・出産を事由に入所した場合は、認定期間をもって退所となります。	出産予定日の前8週（多胎児は14週）が属する月の初日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
(3) 疾病・障がいにより保育困難である	最長で小学校に入学するまで

<p>(4) 同居の親族を常時介護している ※被介護者の要件については、入所申込に必要な書類（P5）をご確認ください。</p>	<p>最長で小学校に入学するまで</p>
<p>(5) 同居の親族を常時看護している</p>	<p>最長で小学校に入学するまで</p>
<p>(6) 求職活動を継続的に行っている ※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定のいずれかで年度内に1回のみ認定します。ただし、求職活動による認定後、就労で変更認定を受けてから離職した場合に限り、同年度内に1回のみ再度認定します。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で再度認定を受ける場合は、以前の有効期限から1か月以上の期間を空ける必要があります。</p>	<p>入所日又は離職日の翌月初日から起算して75日が経過する日が属する月の末日まで ※保育時間は短時間になります。 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、当該認定の有効期限までとなります。 ※兄弟姉妹で入所申込の時期がずれる場合はFAQのQ9及びQ10（P14）をご確認ください。</p>
<p>(7) 大学・専門学校等に在学している ※通信教育は認められません。</p>	<p>卒業月の末日まで</p>
<p>(8) 公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けている ※通信講座は認められません。</p>	<p>修了月の末日まで</p>
<p>(9) 児童虐待やDVのおそれがある</p>	<p>事由が解消されるまで</p>
<p>(10) 災害復旧に従事している</p>	<p>災害復旧が完了するまで</p>
<p>(11) 育児休業取得時に入所中の児童の継続利用を必要としている ※保護者の就労により保育所等に入所している児童について、当該保護者が育児休業を取得した以降も継続して保育所等に入所を希望する場合のみ認められています。</p>	<p>最長で出産した子が2歳になる日が属する月の末日まで ※保育時間は短時間になります。</p>

父母いずれかの就労時間が月48時間未満の場合は、保育の必要性があると認められないため、認可保育所、幼保園(保育所部門)、認定こども園(保育所機能)及び小規模保育事業施設には申し込みできません。また入所後、勤務時間の変更により就労時間が月48時間未満となった場合は、保育所等を退所していただきます。

(3) 保育時間（保育必要量）

・就労をしている場合

父母のいずれかの保育を必要とする時間	保育時間
就労時間が月に48時間以上120時間未満の方	保育短時間（8時間保育）
就労時間が月に120時間以上の方	保育標準時間（11時間保育）

※保育短時間は各保育所等によって時間帯が異なります。詳しくは、別添の「市内認可保育所等一覧」をご覧ください。

「保育標準時間」又は「保育短時間」といった保育時間（保育必要量）の認定には、雇用証明書などに記載してある就業開始及び終了時間と通勤時間を考慮します。ただし、月の就労時間が120時間未満である場合でも、勤務時間や通勤時間（買い物など私用を除く）を考慮すると入所（内定）中の保育所等の「保育短時間」の時間帯に預けることができない時は、「保育標準時間」として認定します。

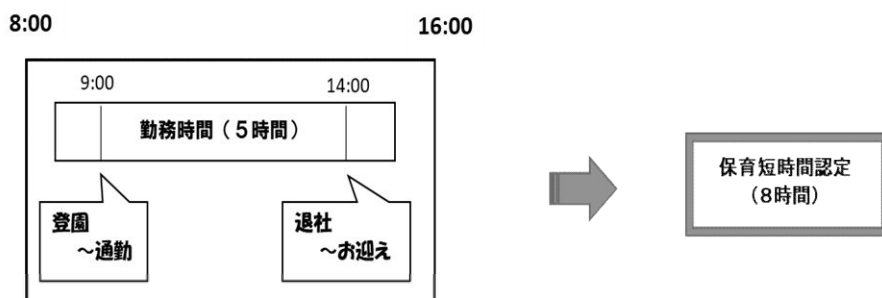
【例】A保育所 保育標準時間（7:00～18:00） 保育短時間（8:00～16:00）

母の月の就労時間が120時間未満の場合

上記の世帯がA保育所へ入所した場合、A保育所は短時間保育が8:00～16:00のため、図①のように保育短時間の時間帯内で登園とお迎えが出来る勤務時間であれば「保育短時間」として認定します。

しかし、図②のようにお迎えが16:00に間に合わない等、保育短時間の時間帯内で登園とお迎えができない場合は「保育標準時間」として認定します。

①9:00～14:00勤務（通勤時間1H）の場合



②10:00～15:30勤務（通勤時間1H）の場合



※都合により登園やお迎えが、認定されている保育時間（保育必要量）を超える場合は、延長保育をご利用できます。延長保育料については各保育所等の定めによります。

なお、月の途中で勤務時間がパートタイムからフルタイムに変更したり、就労を開始したりといった保育時間（保育必要量）を変更する事由が生じた場合は、教育・保育給付認定の変更申請及び変更後の内容を記載した雇用証明書を提出することにより、月の途中から保育時間（保育必要量）を変更します。

・「求職活動」及び「育児休業中の継続利用」の場合
「保育短時間」となります。

4. 入所申込

(1) 入所の条件

入所するためには3つの条件があります。

- ① 父母など保護者が就労などによる保育の必要性が認められること。
(教育・保育給付認定2号又は3号を受けていること)
- ② 保護者及び児童が入所日までに松江市に住民登録をしていること。
- ③ 保育所等における日常生活に支障がないこと。

(2) 対象年齢

年度途中で誕生日を迎えても、その年度末(3月)までクラスは変わりません。

生年月日	対象年齢(クラス)
令和3年4月2日～	0歳児
令和2年4月2日～令和3年4月1日	1歳児
平成31年4月2日～令和2年4月1日	2歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日	3歳児
平成29年4月2日～平成30年4月1日	4歳児
平成28年4月2日～平成29年4月1日	5歳児

(3) 入所日

入所日は各月の1日からです。

- ◆育児休業終了後の入所は、職場復帰前月又は当月の1日を希望日にできます。
- ◆採用予定の入所は、就労が開始する当月の1日を希望日にできます。
- ◆産後休暇終了後の入所は、各保育所等の最短の入所可能日を希望日にできます。
- ◆意東保育園は、満1歳から入所可能な保育所です。申込児童が満1歳となる日(誕生日の前日)が入所可能日となります。

「ならし保育」について

「ならし保育」とは入所日から2週間程度、入所児童が保育所等での生活に慣れるために実施するものです。この期間内は保育時間を半日程度から徐々に延ばしていき、最終的に1日お預かりすることとなります。これは入所した児童が新しい環境に慣れるために実施している期間です。ご理解とご協力をお願いします。なお、ならし保育の期間も保育料に変更はありません。

(4) 入所申込に必要な書類

新規(転園)入所申込に必要な書類については下記のとおりです。

① 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

(児童1人につき1部) ※ 記入例(P16～17)を参考に申込書の作成をしてください。

② 「保育を必要とする事由」を確認する書類 (1世帯につき父母それぞれ1部)

保育を必要とする事由	必要書類	用紙番号	注意事項
(1) 就労	雇用(内定)証明書	①	雇用(内定)証明書は雇用主が作成してください。被雇用者が作成しないでください。 法人経営者、個人事業主、自営業専従者、家族従事者等は就労状況申告書を提出してください。 単身赴任の場合も提出が必要です。 雇用(内定)証明書の提出後に、必要に応じて労働条件通知書、給与支払実績等の提出を求められることがあります。

(1) 就労	就労状況申告書	②	<p>前ページの要件に該当しない場合は、就労に従事していることを証明する書類の添付が必要です。</p> <p>(1) 前年から就労を継続している場合 前年分の確定申告書の写しを添付してください。なお、親族経営の事業に従事している場合は、「給与賃金の内訳」又は「専従者給与の内訳」が記載されている箇所の写しを添付してください。 給与所得者の場合は、前年分の源泉徴収票の写しを添付してください。</p> <p>(2) 今年から就労を開始した場合 個人事業の開業届出書の控え、営業許可証、商業・法人登記簿謄本など官公署が発行する書類で就労に従事していることが分かるものの写しを添付してください。ただし、官公署が発行する書類がない場合は、店舗等の賃貸借契約書、事業に係る資材・商品等の領収書等の写しなど就労に従事しているとみなせる資料の提出をお願いします。 給与所得者の場合は、直近の給与明細の写しを添付してください。</p>
(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し		母子健康手帳表紙と分娩予定日の分かる部分の写しを持参ください。 ※妊娠・出産を事由に入所した場合は、認定期間終了後に退所となります。
(3) 疾病・障がい	障害者手帳の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級 ・療育手帳 A（重度） ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級
	診断書（疾病・障がい）	③	上記以外の場合は、診断書（疾病・障がい用）（用紙番号③）の提出が必要です。
(4) 同居親族の常時介護	介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳かつ介護・看護状況申告書	④	被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上又は重度障がい（身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A（重度）又は精神障害者保健福祉手帳 1～2 級）を有する場合のみ対象となります。
(5) 同居親族の常時看護	介護・看護状況申告書かつ被看護者に係る診断書	④ ⑤	被看護者が乳児（0 歳）の場合は、家庭において医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。 また、申告の内容によっては常時看護していると認められない場合があります。
(6) 求職活動	求職活動状況報告書	⑥	<p>入所申込時点で継続して求職活動を行っていることが条件です。 また、入所日から 2 か月以内に雇用（内定）証明書を提出できない場合は求職活動の認定期間満了（3 か月）をもって退所となります。</p> <p>※特例として、入所申込時はフルタイムで就労（産休中、育休中、有休中など実質的に就労していない場合を除く。）しているが、入所希望月の前月末日に離職することが既に決まっており、求職活動をすることが客観的に困難であると認められる場合に限り、求職活動の申立てをすることができます。この場合は、求職活動申立書（用紙番号⑦）及び現在の就業先の雇用（内定）証明書（用紙番号①）の提出が必要です。また、離職後は速やかに離職票の写し又は離職日の記載された源泉徴収票の写しの追加提出も必要です。 なお、離職日から 1 か月以内に求職活動状況報告書（用紙番号⑥）を提出できない場合は入所申込の取下げ（入所している場合は退所）となります。</p>
(7) 就学	在学証明書 合格通知書 など		在学期間や在学時間が記載されているものがが必要です。

(8) 職業訓練	受講証明書		受講期間や受講時間が記載されているものがが必要です。
(9) DV等	裁判所による保護命令 など		詳しくは、FAQのQ8 (P14)をご覧ください。
(10) 災害復旧	罹災証明		罹災証明の写しをご持参ください。

③その他（該当の場合のみ）

- (1) 同居親族に障がい者がいる場合
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証等の写し（同居親族の該当者につき1部）
- (2) 生活保護世帯である場合
生活保護受給証明書の写し
- (3) ひとり親である場合
戸籍謄本の写し
※松江市で児童扶養手当を受給している場合は不要です。

(5) 入所申込の注意点

- ◆入所可能な人数以上の入所申込があった場合は入所利用調整基準(P18～19参照)に基づいて入所利用調整を行います。結果によっては入所できない場合があります。
- ◆入所可能枠数は入所希望月の前月1日に子育て支援課・各支所市民生活課・松江市子育て支援センター(乃白町)及び松江市HPで公開します。
- ◆入所申込に必要な書類は入所申込締切日までに全て提出してください。
- ◆入所申込に必要な書類は、一度提出されますと返却できません。控えが必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。
- ◆日常生活において医療的ケアが必要な児童は、事前に入所を希望する保育所等で入所の可否をご確認ください。内定しても、保育所等で対応ができないと判断された場合は、内定を取消することがあります。
- ◆入所申込を取り下げる場合は、入所申込締切日（前月の10日）までに「保育所等入所申込取下げ・入所辞退届（用紙番号⑧）」の提出が必要です。
- ◆保育所等に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆入所申込に必要な書類や内容に誤り、虚偽があった場合は入所内定・承諾を取り消します。

5. 入所内定後の手続

(1) 育児休業から復帰して入所する場合

育児休業を短縮して復帰する場合は、入所月の保育時間（保育必要量）が変更となる可能性がありますので、教育・保育給付認定・変更申請書に雇用（内定）証明書（用紙番号①）を添付して入所する月の前月末までに子育て支援課に申告してください。また、入所後も職場復帰月の前月末日までは保育短時間でのご利用となり、職場復帰月の初日から就労時間等に合わせた保育時間（保育必要量）を認定します（既に入所している兄弟がいる場合も同様です。）。育児休業から復帰する場合は、育児休業から復帰した証明として、職場復帰日から1月以内に在籍している保育所等へ復職証明書（用紙番号⑩）を提出してください。

ただし、以下に当てはまる場合は、復職証明書の提出は不要です。

- ・4月入所の場合（5月頃に行う現況届で雇用証明書を確認するため。）
- ・入所申請の際提出した雇用（内定）証明書（用紙番号①）に記載されている職場復帰日が「確定」になっている場合

(2) その他注意点

- ◆内定後に入所を辞退する場合は、「保育所等入所申込取下げ・入所辞退届（用紙番号⑧）」の提出が必要です。

- ◆内定後に、入所申込時と状況が変更した場合(退職、転職等)は内定取消しとなる場合があります。
- ◆育児休業取得中又は育児休業終了後に勤務先を退職(転職)した場合は、内定取り消し又は退所になる場合があります。
- ◆育児休業から復職しない場合は、退所になります。

6. 市外の保育所等への入所申込について

勤務先が松江市外にある場合や、里帰り出産をする場合など、松江市に住民登録している児童でも市外にある保育所等への入所申込ができます。詳しくは松江市子育て支援課までお問い合わせください。

7. 転園申込

現在在籍中の保育所等に入所したままで、他の保育所等への転園申込をすることができます。なお、転園ができなかった場合は、現在在籍中の保育所等にそのまま在籍することになりますが、転園が内定した場合は、現在在籍中の保育所等を転園する月の前月で退所することになります。

8. 入所後の各種手続

(1) 入所後に変更があったとき

入所後に下記の変更があった場合は、「子どものための教育・保育給付認定・**変更**申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書」及び必要書類を添付して、必ず子育て支援課へ提出してください。

変更内容	必要な手続
① 住所の変更・電話番号・同居親族の変更	子育て支援課へ申告
② 転職、勤務地及び勤務時間の変更	雇用(内定)証明書(用紙番号①)の提出
③ 妊娠・出産(産前産後休暇の取得)	母子健康手帳(写し)の提出 ※産前休暇に入る前にご提出ください。
④ 育児休業の取得	雇用(内定)証明書(用紙番号①)の提出 ※産前産後休暇及び育児休業期間の記入があるもの
⑤ 離職	○求職活動を始めた場合 求職活動状況報告書(用紙番号⑥)及び離職票の写し又は離職日の記載された源泉徴収票の写しの提出 ※離職した日が属する月の翌月から3か月間は継続して入所できますが、離職した日が属する月の翌月から2か月以内に雇用(内定)証明書を提出できない場合は求職活動の認定期間満了(3か月)をもって退所となります。 ※特例として、フルタイムで就労(産休中、育休中、有休中など実質的に就労していない場合を除く。)しており、月末に離職するため、翌月までに求職活動を行うことが客観的に困難であると認められる場合に限り、求職活動の申立てをすることができます。この場合は、求職活動申立書(用紙番号⑦)及び離職票の写し又は離職日の記載された源泉徴収票の写しの提出が必要です。 なお、離職日から1か月以内に求職活動状況報告書(用紙番号⑥)を提出できない場合は入所申込の取下げ(入所している場合は退所)となります
	○離職後に求職活動をせず、保育所等を退所する場合 保育所等退所届(用紙番号⑩)の提出

⑥ 結婚・離婚	戸籍謄本（写し）の提出 その他必要な書類又は手続がある場合は子育て支援課から案内します。
⑦ その他	必要書類がある場合は子育て支援課から案内します。

（２）保育料の変更を伴う届出について

「保育料決定通知書」発送後に所得等の修正申告や、生活保護受給・廃止、算定対象者が異動（婚姻・離婚・家計の主宰者の同居や別居など）した場合には子育て支援課で手続をしてください。

①生活保護受給開始、停止又は廃止のとき

「保護受給証明書」の写しを提出してください。事由が発生した日の当月から保育料を変更します。

②保育料の算定対象者の異動があったとき

異動の分かる書類（戸籍の写し、住所異動届の写し）を提出してください。このことにより保育料が変更になる場合は事由が発生した日の翌月から保育料の変更をします。事由が発生した日が1日の場合は当月からとなります。

（３）保育所等の長期休所・退所

① 長期休所の場合

保育所等を長期休所する場合は、最長で2か月間を目安として認めています。必ず保育所等にご連絡ください。

理由なく連絡もないまま長期間休所された場合、家庭保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。

なお、休所の場合も保育料は通常どおり、お支払いいただくこととなります。

② 退所する場合

ご都合により保育所等を退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに退所届（用紙番号⑪）を入所している保育所等に提出してください。口頭での退所はできません。

この退所届のご提出がない場合は、在籍扱いとなるため保育料をお支払いいただきますのでご注意ください。

（４）育児休業を取得する場合の入所中の児童の取扱いについて

- ◆育児休業取得対象の児童（下の子）が満2歳になる日が属する月の末日までの育児休業期間内であれば、入所中の児童（上の子）は継続して利用できます。それを超える期間の育児休業を取得される場合には、入所中の児童（上の子）は妊娠・出産での入所可能期間をもって退所となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

9. 保育料

保育所等は、大部分を公費負担（国、県及び市の負担金）で運営していますが、保護者には保育所等の運営に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育料の月額はいずれも各世帯の市町村民税額と児童の年齢によって決まります。保育所等の運営形態（公立・私立）で保育料は変わりません。

なお、国制度による幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料は無償となります。

また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもで市町村民税非課税世帯の場合も保育料は無償となります。

(1) 保育料算定方法

- ① 保育料は、算定対象である保護者（父・母）の市町村民税の合計・入所児童の対象年齢・保育時間により決定します。場合によっては、保護者の市町村民税や所得金額等を確認するため下記の書類を提出していただくことがあります。提出が必要な場合は、松江市からお知らせします。

(必要書類)

(ア) 給与所得者の場合

6月頃お勤め先から配布される「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」の写し

(イ) 個人事業主等の場合

6月頃市町村長から送付される、「市民税・県民税納税通知書及び課税明細書」の写し

(ウ) 非課税（配偶者の扶養になっている）の場合

「市民税・県民税非課税証明書」※1月1日に住所があった市町村で発行

(エ) (ア) 又は (イ) の書類を紛失した場合

「市民税・県民税課税証明書」※住宅取得控除などの控除額も記載されていること。

※市町村民税の所得割を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

保護者（父・母）の1年間の収入の合計が120万円未満で、かつ、保護者以外のもの（祖父母など）が児童の健康保険の扶養者になっている場合は、当該扶養者を「家計の主宰者」とし、算定対象に含めて保育料を算定します。

- ② 毎年4月と9月に保育料の切替えを行います。

令和4年4月～8月分の保育料	令和4年9月～令和5年3月分の保育料
令和3年度市町村民税により決定	令和4年度市町村民税により決定
(令和2年中の収入に基づく市町村民税)	(令和3年中の収入に基づく市町村民税)

- ◆未申告や税の証明書が未提出の場合、松江市保育料基準額表の**最高階層を保育料**として決定します。書類の提出や税の申告を必ず行ってください。
- ◆児童手当の現況届用を取得された所得課税証明書では保育料を算定できない場合があります。
- ◆該当年度の1月1日以降に指定都市にお住まいだった場合は、市民税所得割の課税標準額が8%となっている場合がありますが、保育料については、税率6%で算定します。
- ◆市町村民税の賦課期日において国内に住所が無い場合は、所得額や社会保険料及びその配偶者等扶養する親族の状況を基に計算した市町村民税の所得割額(国内と海外の給与の合算)を当該年度の市町村民税の所得割額とみなして保育料を算定します。

(2) 保育料の納付 ※認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付

◆保育料の納入期限・・・毎月末日（金融機関が休みの場合は翌営業日）

◆保育料の納付は各金融機関の自動口座振替を推進しています。（指定金融機関での手続が必要）

◆毎月の納期にお支払ができなかった場合は『督促状』を送付しますので督促手数料80円を含めて納付してください。指定の期日までに納付されなかった場合には、延滞金の徴収、児童手当からの特別徴収、預貯金等の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

(3) 保育料の口座振替 ※認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付

◆口座振替を希望する方は、所定の申込用紙（子育て支援課、各支所、市内の金融機関の窓口にあります）を直接金融機関へ提出してください。口座振替の開始は提出された月の翌月分又は翌々月分からとなります。なお、振替手数料はかかりません。

◆口座振替の手続が完了すると20日頃に「保育料納入通知書」を送付します。手続が完了していない場合は保育料決定通知書に納付書を同封しますので、納付書でお支払ください。

◆兄弟姉妹が既に入所（認定こども園・小規模保育事業施設は除く）しており口座振替を利用している場合は、新規入所する児童については口座情報を自動的に引き継ぎますので、改めて手続をしていただく必要はありません。

◆認可保育所間で転園した場合は以前の口座情報を自動的に引き継ぎます。ただし、認定こども園・小規模保育事業施設は改めて手続が必要です。

(4) 給食費等の保護者負担

◆3歳児クラス以降は、給食費を各保育所等で徴収します。

※0歳児クラスから2歳児クラスは保育料に給食費が含まれています。

◆認定こども園においては、特別負担金を徴収される場合があります。

詳しくは各施設にお尋ねください。

10. 入所予約枠制度

産後休暇・育児休業が終了し、年度の途中で必ず職場復帰しなければならない労働者（被雇用者）を支援する目的で、4月入所とは別に5月以降の入所申込ができる制度です。

(1) 対象となる児童

産後休暇・育児休業が令和4年5月1日から令和5年4月30日までに終了して、職場復帰する保護者の児童のうち、**令和4年5月1日から令和5年3月1日までの間に入所を希望するもの。**

【注意点】

職場復帰する保護者が次のいずれかに該当する場合は入所予約枠制度の対象とはなりません。

- ◆ 出産のため一時退職して再就職する場合
- ◆ 育児休業取得後に退職する場合
- ◆ 法人経営者、個人事業主、自営業専従者、家族従業員など被雇用者でない場合

(2) 募集期間

第1次募集 : 令和3年11月26日(金) ~ 令和3年12月16日(木)

第2次募集 : 令和4年2月1日(火) ~ 令和4年2月10日(木)

【注意点】

- ◆ 募集期間終了後は、予約枠の入所申込はできません。

(3) 予約枠数

- ◆ 各保育所等の事情によって異なります。予約枠が無い保育所等もあります。

(4) 注意事項

- ◆ 保育所等の入所希望は**3か所**まで記入できます。
- ◆ 予約枠が無い保育所等への申し込みはできません。
- ◆ 入所日は職場復帰日の前月の1日か当月の1日のどちらかを選択してください。
- ◆ 予約枠による入所ができなかった場合は、改めて入所希望月の前月10日までに入所申込書を提出してください。その際は、添付書類も新たに準備していただく必要があります。
- ◆ 原則として、予約枠での入所内定は内定した保育所等に多大な迷惑が掛かるため、安易に辞退しないでください。また、入所希望月を申込者の都合で変更することはできません。やむを得ない事情で辞退する場合は、前月10日までに予約枠による入所を辞退し、改めて希望する月に入所申込をしてください。
- ◆ 保育所等に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類については、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。予約枠を確保できなかった場合の通知は入所不承諾通知書とは異なりますので、育児休業の延長による育児休業給付金の申請に使用できない場合があります。入所希望月の前月に再度入所申込をしてください。

11. よくある問い合わせ(FAQ)

Q 1 空き枠のない保育所等に入所申込はできますか？

A. できます。

《補足》入所申込締切後の転園や退所などにより空きが出ることもあります。
ただし、予約枠入所については空き枠のある園にしか入所申込できません。

Q 2 複数の保育所等を希望する場合、希望順位の高い保育所等の方が入所しやすいですか？

A. 希望順位が高いから入所しやすい訳ではありません。

《補足》希望順位にかかわらず、希望された保育所等で、かつ、空き枠のある全ての保育所等について入所利用調整を行います。複数の保育所等に入所できる場合には、希望順位の高い保育所等で内定します。

Q 3 松江市への転入予定で現在、市外在住ですが入所申込はできますか？

A. できます。ただし、入所時点で住民票が松江市にあることが条件となります。

《補足》松江市が指定する申込用紙で松江市子育て支援課・各支所市民生活課・松江市子育て支援センター（乃白町）・電子申請で受け付けます。電子申請の詳細につきましては松江市役所HPをご覧ください。

Q 4 就労していませんが、出産の前後に兄弟を保育所等に入所させることができますか？

A. できます。入所希望月の前月10日までに入所申込をしてください。

《補足》入所が可能な期間は、出産予定日の前8週（多胎児は14週）が属する月の初日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日までです。入所利用調整の結果によっては入所できない場合もあります。また利用期間の延長はできません。新たに保育を必要とする事由が発生した際にあらためて入所申込をしてください。

Q 5 現在育児休業中ですが、上の子ども下の子ども保育所には入所していません。復職は1年以上先ですが、上の子どもだけでも保育所に入所できますか？

A. できません。復帰月の前月1日又は当月1日に入所申込してください。

Q 6 不承諾となりましたが、次月以降も入所申込が必要ですか？

A. 4月入所が不承諾であった場合、5月以降も継続して入所を希望される場合は申込みが必要です。

《補足》令和4年5月入所以降に申し込みをされた方については、令和5年3月入所まで自動的に毎月入所審査を行います。

なお、希望する保育所等の変更・追加がありましたら、申込締切日までに保育所入所変更届（用紙番号㊟）を提出してください。

Q 7 離婚をする予定ですが、入所申込に必要な相手方の書類は必要となりますか？

A. 離婚調停中の場合は家庭裁判所が発行する事件係属証明書の提出があれば、相手方の雇用証明書等の必要書類は不要となります。ただし、相手方についても申請に当たっての同意事項への同意及び個人番号の提示が必要です。

※入所後の保育料は、離婚が成立するまでは相手方の市町村民税も含めて計算します。

Q 8 DVで避難していますが、どのような入所申込になりますか？

A. 裁判所による保護命令、女性相談センターが発行する一時保護証明又は母子生活支援施設の施設長が発行する在所証明の提出があればひとり親とみなして入所申込ができます。

Q 9 求職活動中です。上の子は1月入所、下の子は4月入所で申し込むことはできますか？

A. 本来は兄弟姉妹を同時に申し込むことが望ましいですが、やむを得ない事情があれば時期をずらして申し込むことはできます。

《補足》上の子は1月入所が決まった場合、2月末までに雇用証明書を提出できないと3月末で退所となります。仮に2月末までに雇用（内定）証明書が提出できなかった場合、求職活動は連続して認定することができませんので、下の子は4月入所をすることができません。したがって、下の子の4月入所審査は求職活動で配点し審査しますが、雇用証明書が提出されるまでは仮内定となります。

Q 10 上の子が2月から求職活動で入所中です。下の子を4月入所で申し込むことはできますか？

A. できます。

《補足》3月末までに雇用（内定）証明書を提出する必要があります。提出できなかった場合、下の子の4月入所が既に決まっていたとしても、上の子も下の子も4月末で退所となります。

Q 11 育児休業を延ばしたいので保育所の不承諾通知が欲しいです。どうしたら不承諾になりますか？

A. 不承諾を前提とした保育所等の入所申込は厳に慎んでください。

《補足》育児休業の延長を目的として、保育所等への入所の意思がないにもかかわらず入所を申し込み、その保育所等に入所できなかったことを理由として育児休業の延長を申し出るとは、育児・介護休業法に基づく育児休業の制度趣旨に合致しているとは言えず、育児休業の延長の要件を満たさないこととなります。

【厚生労働省都道府県労働局雇用環境・均等部作成チラシ抜粋】

12.その他の子育て支援サービス

松江市では保育所等の保育以外にも以下のような子育てサービスがあります。詳細は、個別のチラシ・パンフレット等でご確認ください。

(1) 一時預かり事業（一時保育）

普段、保育所等の保育を利用していない児童が保護者の仕事、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等で昼間一時的に保育ができないときに利用できます。

通常保育とは利用できる時間帯・利用可能な年齢が異なります。事前の登録や予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、直接実施している保育所等へお申込みください。

(2) 休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者の仕事や病気・冠婚葬祭等で日中保育が必要な場合にお預かりする保育です。事前の登録・予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、実施している保育所等へ直接お申込みください。松江市内では「にじいろ保育園」のみとなっております。(令和3年10月時点)

(3) 病児保育事業

児童（0歳から小学校3年生まで）が病気・病気回復期に、保護者の仕事、病気、冠婚葬祭等で保育ができない場合にお預かりするサービスです。利用にあたっては、事前の登録が必要です。子育て支援課又は実施施設へお問い合わせください。※登録の際には、母子健康手帳を持参ください。

障がいのある児童については、小学校6年生までご利用できますので子育て支援課（55-5312）へお問い合わせください。

【実施施設】	・松江市立病院 すこやか保育室（乃白町）	・・・60-8145
	・松江赤十字乳児院（南田町）	・・・24-6417
	・のぎこども園 病児・病後児保育室（乃木福富町）	・・・61-5151
	・社会福祉法人開花 融合乳児園 保育室（比津町）	・・・28-2218
	・つわぶきこども園 病児・病後児保育室（山代町）	・・・61-2678

(4) ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人での助け合いを目的とした有償のボランティアサービスです。事前に登録が必要です。

【問い合わせ先】 まつえファミリーサポートセンター …… 32-0850

(5) 訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前のお子様を育てている家庭で、一時的に家事やお子様の世話が必要なときに、松江市が認定した子育てホームサポーターが自宅に訪問してお手伝いします。なお、このサポートのご利用は保護者が在宅の場合となります。指定事業所もしくは子育て支援センターにて登録手続（無料）が必要となります。

【問い合わせ先】	松江市子育て支援センター(乃白町)	・・・60-8141
【指定事業所問い合わせ先】	松江市シルバー人材センター	・・・27-0888
	まごころサービス松江センター	・・・25-5335
	ケアサービス松江	・・・55-7168

※ 上記指定事業所（3施設）については令和3年10月現在のものです。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気や出張等で、家庭での養育が困難になった児童を一時的にお預かりします。

【問い合わせ先】 子育て支援課 保育幼稚園係 …… 55-5312

【実施施設等】

- ・松江赤十字乳児院（0歳から2歳まで）
- ・双樹学院（3歳から就学前児童）
- ・委託契約をした里親（0歳から小学校6年生まで）

ショートステイ …… 1泊2日以上（7日間まで利用可能）

トワイライトステイ …… 17:00～翌朝8:00まで

13. 入所申込書の記入例

様式第1号(第4条関係)
(令和4年度用)

令和 3 年 1 2 月 1 日

子どもの

令和3年度1~3月入所を同時に
申し込む場合は、令和3年度用も
記入してください。

・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

(あて先)松江市長

子ども・子育て支援法第20条第1項(第23条第1項)の規定に基づき、次のとおり教育・保育給付に係る認定(の変更の認定)を申請します。
また、特定教育・保育施設等の利用を次のとおり申し込みます。
なお、申請子どもの保護者、扶養者及び同居者は、申請に当たっての同意事項にいずれも同意していることを確約します。

【申請に当たっての同意事項】

- 教育・保育給付に関して必要となる市町村民税課税状況、世帯状況及び扶養状況(以下「課税状況等」という。)の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 特定教育・保育施設等に対して、当該特定教育・保育施設等が必要とする個人情報(課税状況等を含む。)を提供します。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

1. 基本情報

(保護者)	フリガナ	マ ツ エ ハ ナ コ	現住所	〒690-8540 松江市末次町86番地				
	氏名	松江花子 印	現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒				
※自署の場合は押印不要です。								
日中の連絡先(電話番号)※確実に連絡の取れる順に記入してください。								
① 080-0000-0000		② 090-0000-0000		③				
<input checked="" type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> 母携帯 <input checked="" type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> 母携帯 <input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> ()				
申請子ども	フリガナ	マ ツ エ ツ バ キ	生年 月日	平成 31 年 4 月 1 日 令和	現況	<input type="checkbox"/> 施設在籍 () <input checked="" type="checkbox"/> 家庭保育		
	氏名	松江椿	<input type="checkbox"/> 出産予定日					
	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	兄弟姉妹 の状況	無 <input checked="" type="radio"/> 有	生計を一にする兄弟姉妹のうち	<input type="checkbox"/> 第1子 <input checked="" type="checkbox"/> 第2子 <input type="checkbox"/> 第3子以降	障害者手帳 の有無	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	健康 状態	慢性疾患、障がい、発達遅滞等により 通院又は相談している病院等	無 <input checked="" type="radio"/> 有	病名又は 症状	小児喘息		治療中	経過観察
		アレルギー症状 の有無	無 <input checked="" type="radio"/> 有	アレルギー の種類	食物アレルギー 落花生		ショック症状 の発症歴	無 <input checked="" type="radio"/> 有
	服薬介助 の要否	<input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 要	医療的ケア の要否	<input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 要	医療的ケア の内容			
保育を必要とする事由	該当する事由に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。その他の場合は事由を記入してください。							
父の 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 新規入所の場合は、育児休業中の継続利用を事由にできません。 <input type="checkbox"/> 育児休業中の継続利用 <input type="checkbox"/> その他()	持介護 <input type="checkbox"/> 同居親族の常時看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 職業訓練						
母の 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 新規入所の場合は、育児休業中の継続利用を事由にできません。 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 育児休業中の継続利用 <input type="checkbox"/> その他()	親族の常時看護		ひとり親であることを確認できない場合は、戸籍謄本の写しの提出を求めます。			<input type="checkbox"/> 職業訓練	
生活保護の適用	無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 申請中	ひとり親世帯の該当性	無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/>	死別	離婚	未婚	離婚調停中	その他()
前年度(令和4年) 1月1日現在の住所地	父	岩手県陸前高田市高田町字下和野1番地	母	現住所に同じ				
前々年度(令和3年) 1月1日現在の住所地	父	同上	母	現住所に同じ				

2. 利用を希望する特定教育・保育施設等及び期間

①希望する保育所等	兄弟姉妹同時に申込 連携施設(系列施設)同士は 同一施設とはみなされません。 (番号に○)	備考
第1希望 国引き保育所	同一施設のみ入所可能(同保同時)	1
第2希望 鳥根半島認定こども園	同日入所希望 (同時)	希望順位を優先 2
第3希望 穴道湖保育所	こちらに認定こども園を記入している場合は、認定こども園の保育所機能を選択していることとなります。	同一施設に入所を優先 <input checked="" type="radio"/> 3
第4希望 嫁ヶ島保育園	兄弟姉妹のうち 1人でも入所可能 (別保順次)	希望順位を優先 4
第5希望 中海幼保園(幼稚園部門)		同一施設に入所を優先 5
②希望する幼稚園等	幼稚園部門の入園を同時に申し込む場合は、①希望する保育所等の欄及びいずれにも希望する幼稚園(幼稚園部門)の名称を記入してください。 幼稚園部門の入園を同時に申し込む場合は、保育所機能又は幼稚園機能のいずれかを選択することとなります。原則として保育所機能を選択してください。	
中海幼保園(幼稚園部門)	幼稚園部門の入園を同時に申し込む場合は、①希望する保育所等の欄及びいずれにも希望する幼稚園(幼稚園部門)の名称を記入してください。 幼稚園部門の入園を同時に申し込む場合は、保育所機能又は幼稚園機能のいずれかを選択することとなります。原則として保育所機能を選択してください。	
利用を希望する期間	令和 4 年 4 月 1 日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで

3. 世帯及び家庭の状況 (申請者)

4月入所申込の場合は、4月1日時点で記入してください。
随時入所申込の場合は、現時点で記入してください。

申請者 (生計の中心者の番号に○)	フリガナ氏名	関係	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	障害者手帳の有無
	マツエ タロウ 松江 太郎	父	大正昭和 平成 令和 X年X月X日	松江市役所 (陸前高田市出向中)	無・有
	マツエ ハナコ 松江 花子	母	単身赴任などで別居中であっても記入してください。	(株)国産松江城 松江本店	無・有
	マツエ イチロウ 松江 市郎	兄	大正昭和 平成 令和 X年X月X日	高校進学予定	無・有
	マツエ ボタン 松江 牡丹	妹	未確定情報は予定で記入してください。	家庭保育 (入所申込中)	無・有
	マツエ フマイ 松江 不昧	祖父	大正昭和 平成 令和 X年X月X日	松江製茶場	無・有
	マツエ シジミ 松江 規	祖母	大正昭和 平成 令和 X年X月X日	意	無・有 障害者手帳の写しを添付してください。

祖母の状況	項目	フリガナ氏名	居住状況	住所	就労状況等
	父 祖	同上	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 消息不明	世帯分離していても同一住所地であれば同居とみなします。	<input checked="" type="checkbox"/> 就労等(月160H以上)月120H以上・月48H以上) <input type="checkbox"/> 疾病・介護等() <input type="checkbox"/> 就労していない
	父 祖	同上	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 消息不明	□松江市 町・丁目 □市外()	□就労等(月160H以上)月120H以上・月48H以上) <input checked="" type="checkbox"/> 疾病・介護等(膠原病) <input type="checkbox"/> 就労していない
	方 母	シマネ ケンイチ 島根 泉一	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 消息不明	□松江市 町・丁目 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(隠岐の島町)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労等(月160H以上)月120H以上・月48H以上) □疾病・介護等() <input type="checkbox"/> 就労していない
	父 祖	シマネ タケコ 島根 竹子	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 消息不明	□松江市 町・丁目 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(隠岐の島町)	□就労等(月160H以上)月120H以上・月48H以上) □疾病・介護等() <input checked="" type="checkbox"/> 就労していない
	方 母	大正昭和 X年X月X日	<input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 消息不明	<input checked="" type="checkbox"/> 市外(隠岐の島町)	□疾病・介護等() <input checked="" type="checkbox"/> 就労していない

4. 個人番号(マイナンバー)

申請者子どもの個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
父の個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
母の個人番号	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

申請者子どもの扶養者(加入医療保険の被保険者)が父母以外の場合は、当該扶養者の個人番号を記入してください。

扶養者	フリガナ氏名	申請者との続柄	祖父や祖母が申請者子どもの扶養者の場合は、扶養者の個人番号を記入してください。
	住所		
	個人番号		

申請者は、個人番号関係事務実施者として個人番号を提供する義務があります。
申請時に個人番号を証明する書類及び本人確認書類を必ず提示してください。

- 個人番号を証明する書類の例
 - ①個人番号カード ②個人番号入りの住民票の写し ③個人番号入りの住民票記載事項証明書 ④通知カード
 - ※通知カードについては、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り。
- 本人確認書類の例
 - ①個人番号カード ②運転免許証など官公署が発行する顔写真付きの証明書

松江市記入欄	受付	空き枠	希望数	ひとり親

14. 松江市認可保育所入所利用調整基準

(令和4年4月入所利用調整以降に適用)

【入所利用調整基準表①】※基礎指数に付加指数を加算するもの。

区分	保護者の状況		利用調整基準指数	
	類型	細目	父	母
基礎指数	就労・就学・職業訓練 入所月の雇用状況等	1月当たり160時間以上	500	500
		1月当たり140時間以上160時間未満	450	450
		1月当たり120時間以上140時間未満	400	400
		1月当たり100時間以上120時間未満	350	350
		1月当たり80時間以上100時間未満	300	300
		1月当たり60時間以上80時間未満	250	250
		1月当たり48時間以上60時間未満	200	200
		自営業等で添付書類なし	90	90
		内職の形態で1月当たり48時間以上就労している	100	100
	求職活動	求職活動を継続的に行っている	90	90
		離職後に求職活動を行う予定である(求職活動申立書を提出している)	0	0
	疾病・障がい	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	500	500
		医師の診断により保育困難	450	450
		医師の診断によりやや保育困難	150	150
	妊娠・出産	産前・産後	-	500
	同居親族の常時介護	介護保険制度の要介護条件区分において要介護3以上の認定を受けた者の常時介護	500	500
		介護保険制度の要介護条件区分において要介護2の認定を受けた者の常時介護	450	450
		重症心身障害児・者(重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者)の常時介護 ※身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A(重度)	500	500
		重度の障がいをする者の常時介護※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	450	450
	同居親族の常時看護	医師の診断により常時看護及び常時医療的ケアの必要性が認められる者の常時看護	450	450
医師の診断により常時看護の必要性が認められる者の常時看護		400	400	
災害復旧	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事	600	600	
育児休業中の継続利用	現在育児休業中である※既に保育所等に在籍している児童の転園希望時に限る。	0	0	
付加指数	その他	生活保護世帯	670	
		離婚を前提とした調停中・裁判中であり、事件係属証明書の提出がある	750	
		母子家庭又は父子家庭である(行方不明、拘禁等による場合を含む)	860	
		配偶者暴力・児童虐待等のため社会的擁護が必要な世帯	3000	
		両親が失業又は無職により就労の必要性が高い世帯	300	
		申込児童に同居する就学前の兄弟姉妹がいる	140	
		申込児童が多胎児(双子以上)である	60	
		申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している	60	
		連携施設の設定がない小規模保育事業施設を育了予定である	100	
		利用調整時に保育料等(兄弟姉妹分を含む)を6月以上滞納(一部滞納を含む)している ※ただし、分納誓約をし、かつ、履行している場合は適用を猶予する。	-500	
		松江市内の認可保育所又は認定こども園に就労(内定)している保育士・保育教諭(1月当たり120時間以上の就労)	1000	1000
松江市内の認可保育所又は認定こども園に就労(内定)している保育士・保育教諭(1月当たり120時間未満の就労)	200	200		

【入所利用調整基準表②】※基礎指数及び付加指数の合計に調整指数を加算するもの。

区分	家庭の状況等		利用調整基準指数					
	類型	細目	父(方)		母(方)			
			祖父	祖母	祖父	祖母		
調整指数	父母の状況等	産後休暇(労働基準法適用)明けから復職予定である		-		5		
		育児休業(育児・介護休業法適用)明けから復職予定である※父又は母のいずれかに限り、出生した子が2歳に達する前まで適用する。		4				
		1月当たり4日以上8日未満夜勤に従事している		1		1		
		1月当たり8日以上夜勤に従事している		2		2		
		農漁業に従事する場合で主体者ではない		-1		-1		
世帯の状況	年度内に入所内定(予約枠を除く)を辞退したことがある		-5					
	年度内に入所内定(予約枠に限る)を辞退したことがある		-500					
	転園希望者である		-1					
	同居する兄弟姉妹が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している		3					
調整指数	祖母の状況	市内	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0		0	
			65歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている		0		0	
			65歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている		-2		-2	
			65歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-3		-3	
			65歳未満で、就労等していない		-5		-5	
		同居(同居と同等)の場合	65歳以上70歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0		0	
			65歳以上70歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている		0		0	
			65歳以上70歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている		-1		-1	
			65歳以上70歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-2		-2	
			65歳以上70歳未満で、就労等していない		-3		-3	
	70歳以上		0		0			
	祖母の状況	市内	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0		0	
			65歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている		0		0	
			65歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている		-1		-1	
			65歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-2		-2	
			65歳未満で、就労等していない		-4		-4	
		別居の場合	65歳以上70歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0		0	
			65歳以上70歳未満で、1月当たり120時間以上の就労等をしている		0		0	
			65歳以上70歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-1		-1	
			65歳以上70歳未満で、就労等していない		-2		-2	
70歳以上			0		0			
市外別居・死別・離別の場合		0		0				
未記入又は一部未記入の場合※ひとり親で父方又は母方を記入できないときを除く。		-5		-5				

15. 保育料表

令和4年度 松江市保育所等保育料表(月額/円)

教育・保育給付2・3号認定

多子軽減 (保育料減額関係)	世帯の階層区分(父母の市町村民税額合算)		保育料(注3)		国基準(参考)	
	階層	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	1	生活保護等世帯(注1)	0	0	0	0
	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
所得割課税額 57,700円未満 の世帯	3B	ひとり親等の世帯(注2)	1,500	1,450	9,000	9,000
	3	均等割のみの世帯	4,000	3,900	19,500	19,300
生計を一にする 兄弟がいる第2子 保育料半額	4B~6B	ひとり親等の世帯(注2) 所得割課税額 77,101円未満	2,000	1,900	9,000	9,000
	4	所得割課税額 48,600円未満	7,000	6,800	19,500	19,300
保育所等同時 入所の場合 2人目 保育料半額	5	所得割課税額 48,600円以上~72,800円未満	10,000	9,800	30,000	29,600
	6	所得割課税額 72,800円以上~97,000円未満	13,000	12,700		
	7	所得割課税額 97,000円以上~115,000円未満	19,000	18,600	44,500	43,900
	8	所得割課税額 115,000円以上~133,000円未満	25,000	24,500		
	9	所得割課税額 133,000円以上~151,000円未満	30,000	29,400		
	10	所得割課税額 151,000円以上~169,000円未満	35,000	34,400		
保育所等同時 入所の場合 2人目 世帯上限額に より保育料を 減額調整	11	所得割課税額 169,000円以上~202,000円未満	40,000	39,300	61,000	60,100
	12	所得割課税額 202,000円以上~235,000円未満	44,000	43,200		
	13	所得割課税額 235,000円以上~301,000円未満	48,000	47,100		
	14	所得割課税額 301,000円以上~349,000円未満	52,000	51,100	80,000	78,800
	15	所得割課税額 349,000円以上~397,000円未満	56,000	55,000		
	16	所得割課税額 397,000円以上	60,000	58,900		

(注1)生活保護等世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。

(注2)ひとり親等の世帯とは、ひとり親世帯、障害者手帳等の交付を受けた者同居家族がいる世帯などをいう。

(注3)令和3年4月1日時点で3歳以上の場合は、**幼児教育・保育の無償化により保育料は無料**となります。
年度途中で3歳になっても保育料は変わりません。

【多子軽減】

- ・同時に2人の子どもが保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は**半額**になります。
- ・生計を一にする兄弟が2人以上いる子どもの保育料は**無料**になります(※松江市独自の制度)。
- ・所得割課税額57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄弟がいる第2子の保育料は**半額**になります。
- ・所得割課税額77,101円未満のひとり親等の世帯は、生計を一にする兄弟がいる第2子の保育料は**無料**になります。
- ・11~16階層となる世帯の保育料の世帯上限額を次のとおりとします。2人目の保育料は**減額**となります。

世帯上限額	11~13階層55,000円	14階層60,000円	15階層65,000円	16階層70,000円
--------------	----------------	-------------	-------------	-------------

16. 多子世帯の軽減制度について

前ページ下段で記述した「多子軽減」について、詳しく説明しておりますのでご覧ください。

兄弟の年齢制限がない保育料等の多子軽減について

●所得要件のある多子軽減

所得が一定の基準を下回る多子世帯の子どもは、保育料が無償又は半額になります。

①市町村民税所得割課税額が5万7700円未満の多子世帯

生計を一にする兄弟がいる子どもの保育料は、第2子が半額、第3子以降が無償となります。

②市町村民税所得割課税額が7万7101円未満の多子世帯で、かつ、ひとり親世帯又は障害者手帳等の交付を受けている者がいる世帯

生計を一にする兄弟がいる子どもの保育料は、無償となります。

●所得要件のない多子軽減(第3子軽減)※松江市独自基準

生計を一にする兄弟が2人以上いる子どもは、保育料は無償となり、副食費は負担減免となります。

●「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。地方税法に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義です。

●19歳以上又は別居の兄弟がいる場合の申告について

多子軽減の対象となる子どもの兄弟のうち、多子軽減が適用される年度に19歳以上になる又は別居している兄弟は、事務システムで把握できませんので、裏面の「多子世帯状況申告書」に必要書類を添付して、子育て支援課（市役所⑫番窓口）に直接提出してください。

保育料の軽減は、要件を具備した日の属する月の翌月以降から年度ごとに適用となりますが、副食費の負担減免は、申告日の属する月の翌月以降から年度ごとに適用となります。

なお、19歳以上又は別居の兄弟の申告は、多子軽減の対象となる子どもが卒園するまで毎年度必要になります。

17. 妊娠が判明した場合の手続について

子どもが保育所等に入所中に妊娠が判明した場合には、次のとおり手続が必要になりますので、ご承知おきください。

① 現在就労をしており、出産後に育児休業を取得する場合

産前休暇に入る前までに提出

・保護者（母）の保育を必要とする事由を『妊娠・出産』に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・ 変更 申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1及び3の欄に記入 ※祖父母の状況は記入不要
2	母子健康手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載ページ
妊娠・出産の保育必要量は <u>保育標準時間</u> となります。		

育児休業に入る前まで（産後休暇中）に提出

・保護者（母）の保育を必要とする事由を「育児休業中の継続利用」に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・ 変更 申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1及び3の欄に記入 ※祖父母の状況は記入不要
2	雇用証明書	勤務先に記入依頼
育児休業中の継続利用の保育必要量は <u>保育短時間</u> となります。 育児休業中の継続利用の認定期間は、最長で育児休業取得に係る子の2歳になる日が属する月の末日までとなります。		

〈育児休業を延長する場合〉

提出した雇用証明書の育児休業期間を延長する場合は改めて雇用証明書を提出してください。

職場復帰前

・保護者（母）の保育を必要とする事由を『就労』に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・ 変更 申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1及び3の欄に記入 ※祖父母の状況は記入不要
2	雇用証明書	勤務先に記入依頼
出産した子ども（下の子）の入所申込と同時に手続できますが、職場復帰日が変更となった場合は、改めて手続してください。出産した子ども（下の子）の入所が決定した際には、職場復帰月の初日から入所中の子ども（上の子）の保育必要量も就労時間等に応じて切り替わります。※入所月の翌月末日までの職場復帰が必要です。		

職場復帰後

- ・職場復帰後に以下の書類を提出してください。

提出書類	備考
復職証明書	勤務先に記入依頼


※職場復帰前の教育・保育給付認定変更申請で提出した雇用証明書の職場復帰日が確定している場合は、復職証明書の提出は不要です。

※4月入所の子どもがいる場合は、教育・保育給付認定現況届で職場復帰を確認するので、復職証明書の提出は不要です。

②自営業や出産による離職などで出産後に育児休業がない場合

産前8週に入る前までに提出

- ・保護者（母）の保育を必要とする事由を『妊娠・出産』に変更する手続きが必要です。



	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・ 変更 申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1及び3の欄に記入 ※祖父母の状況は記入不要
2	母子健康手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載ページ
妊娠・出産の保育必要量は <u>保育標準時間</u> となります。		

妊娠・出産での認定期間をもって就労復帰又は家庭保育（退所）

- ・保護者（母）の保育を必要とする事由を『就労』に変更する手続きが必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・ 変更 申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1及び3の欄に記入 ※祖父母の状況は記入不要
2	就労状況申告書	就労者本人が勤務状況を記入

- ・家庭保育をする場合は保育所等退所届の提出が必要です。

提出書類	備考
保育所等退所届	保育所等へ提出

下の子を家庭保育しながら就労復帰するとか、疾病があり上の子は家庭保育できないが下の子は家庭保育できるとかいった状況で手続きしたい場合は、事前にその状況を説明していただく必要があります。

〈提出場所〉

子育て支援課（松江市役所⑫番窓口）、子育て支援センター又は各支所市民生活課

※復職証明書は、子育て支援課又は在籍中の保育所等に提出してください。

◆郵送での入所申込

入所申込は窓口受付を原則としていますが、市外の遠隔地に居住しているなど市役所等に来庁することが困難な場合は、入所申込書類を郵送で受け付けます。

○指定郵送方法

簡易書留又はレターパックプラス

※郵送事故については一切関知しませんので、必ず指定した郵送方法で郵送してください。

○入所申込書類以外に必ず同封する物

個人番号を証明する書類の写し及び本人確認書類の写し

※子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書の裏面下部を必ず確認してください。

○郵送期日

それぞれの入所申込期日必着（できるだけ早く郵送してください。）

※郵送期日までに入所申込書類が届いても不備があった場合は、入所申込を受けられませんので、ご承知おきください。

○宛先

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

松江市役所子育て支援課保育幼稚園係

※郵送された入所申込書類及び同封物は返却しませんので、ご注意ください。

申込・お問い合わせ先	入所申込	広域入所 保育料納入	辞退 取下げ
松江市子育て支援課保育幼稚園係 (本庁窓口番号⑫) 0852-55-5312	○	○	○
松江市子育て支援センター（乃白町）	○	×	×
各支所市民生活課	○	○	×

※てびきの内容を松江市のHP (<http://www.city.matsue.shimane.jp>) から閲覧・ダウンロードできます。電子申請も受け付けています。(電子申請には個人番号カードが必要です。詳細は松江市HPをご覧ください。)

松江市 入所のでびき 検索

WEBで検索してください



まつえの子育てAIコンシェルジュでは、子育ての困りごとをLINEでご相談できます。

右側のQRコードを読み込んでください。

※入園後の保育に関する相談は安心子育て推進室(0852-55-5032)へご連絡ください。